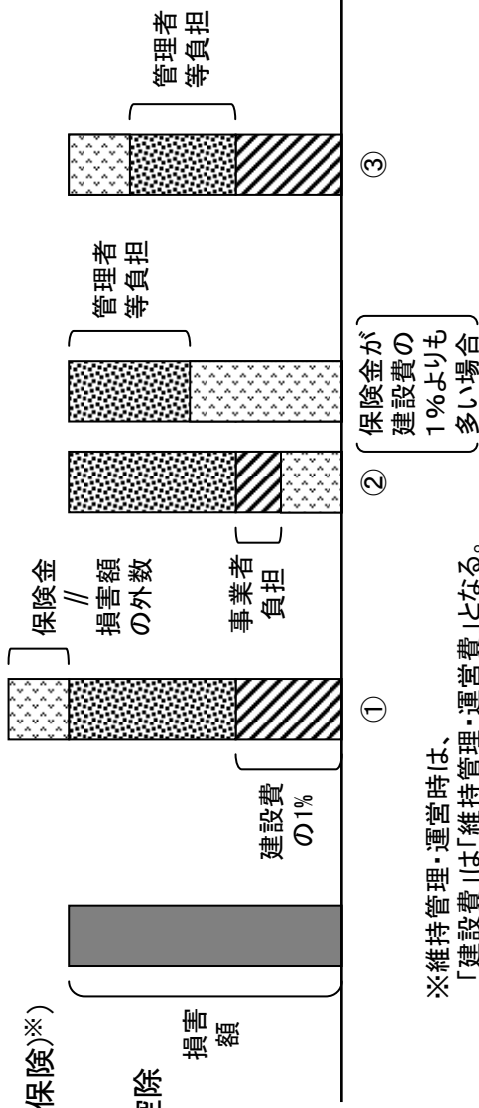


不可抗力による損害額の費用負担の考え方



■ 保険金の取扱い

- ① 損害額から控除
(国交省(強制保険)、大井、仙台、島根あさひ、約款(強制保険)※)
- ② 事業者先取り=1%までは事業者の負担が減少
1%を超えた分は管理者等の負担から控除
(国交省(任意保険)、朝霞※、羽田、千葉、川井)
- ③ 管理者等先取り(西部ふれあい)

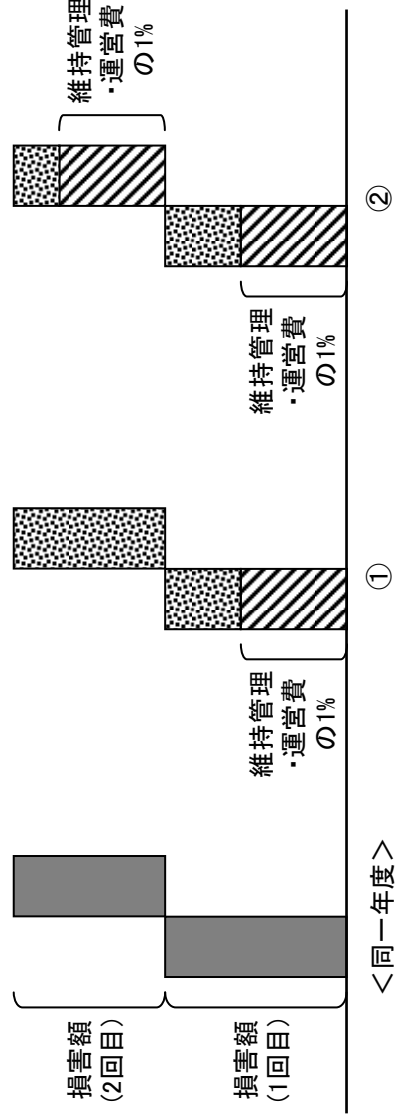


※朝霞及び約款は、建設時のみ規定されている。

※維持管理・運営時は、「建設費」は「維持管理・運営費」となる。

■ 数次にわたる不可抗力の取扱い(維持管理・運営時)

- ① 事業年度毎に累計で計算
(国交省、大井、島根あさひ、仙台、千葉、西部ふれあい)
- ② 不可抗力の事由1件毎に計算(羽田、川井)



※建設時における数次にわたる不可抗力については、累計で計算するように規定されている。